

改正

平成30年3月23日条例第11号

令和元年7月1日条例第2号

令和3年7月1日条例第17号

令和6年3月18日条例第7号

郡上市企業立地促進条例

郡上市工場等設置奨励金交付条例（平成16年郡上市条例第158号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、企業の立地を促進するために、市内に事業所を新設、増設又は移設する者に対して、予算の範囲内で必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興と雇用の機会の増大を図り、もって経済の活性化と市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業所等 製造業、情報サービス業その他規則で定める事業の用に供する事務所、工場、店舗その他事業に関連する施設をいう。
- （2） 事業所等設置 次に掲げる事業所等の新設、増設又は移設をすることをいう。
 - ア 新設 本市に事業所等を有しない者が、本市に新たに事業所等を設置すること又は本市に事業所等を有する者が、既設の事業と異なる業種の事業所等を本市に設置すること。
 - イ 増設 本市に事業所等を有する者が、同一業種の事業所等を本市に設置し、又は既設の事業所等を拡張すること。
 - ウ 移設 本市に事業所等を有する者が、当該事業所等を本市の別の場所に移転すること。
- （3） 事業者 本市に事業所等を設置する者をいう。
- （4） 操業開始 事業所等を新設、増設又は移設し、事業を開始すること。
- （5） 投下固定資産 操業開始に伴う事業所等の設置のために新たに取得した土地、建物及び償却資産をいうものとし、その総額は、取得価格の合計額とする。
- （6） 新たに常時雇用する従業員 事業所等の設置に際し、新たに当該事業所等に勤務させるために常時雇用される従業員（本市に住所を有する者に限る。）であって、事業者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けたものをいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、事業者に対し奨励措置として、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- （1） 企業立地奨励金
- （2） 事業所等設置奨励金

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる事業者について、企業立地奨励金を交付しない。

- （1） 企業立地奨励金を受け、以後10年を経過しない者
- （2） 市が造成し、又は分譲する一団の土地に事業所等を新設、増設又は移設する者

3 第1項第2号に規定する事業所等設置奨励金は、操業開始後初めて固定資産税が課税

される年度から3年間交付するものとする。

(奨励措置基準)

第4条 前条に規定する奨励措置を受けることのできる事業者の基準は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 新設の場合 操業開始日における投下固定資産額が5,000万円以上で、かつ、新たに常時雇用する従業員が5人以上
- (2) 増設又は移設の場合 操業開始日における投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ、新たに常時雇用する従業員数が3人以上

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 企業立地奨励金の額は、投下固定資産に係る操業開始後初めて課税される年度の土地に係る固定資産税評価額の100分の20以内の額とする。ただし、3,000万円を限度とする。
- (2) 事業所等設置奨励金の額は、投下固定資産に対して課税される各年度の固定資産税相当額以内の額とする。

(奨励金の交付事業者の指定)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、操業開始の日から1年を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に申請し、奨励金の交付事業者の指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査した後、交付事業者の指定の諾否について決定し、申請者に通知するものとする。

3 市長は、奨励金の交付事業者の指定をするときは、公害防止に関する協定の締結その他必要な条件を付することができる。

(奨励金の交付決定)

第7条 奨励金の交付事業者の指定を受けた者が奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、交付の決定を受けなければならない。

(変更の届出)

第8条 第6条第1項の規定による申請又は前条の規定による申請をした者は、当該申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、奨励金の交付事業者の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定若しくは奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第4条に定める要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第6条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 事業を廃止し、若しくは休止したとき又はこれと同様の状態にあると市長が認めたとき。
- (4) 事業所等をその事業の目的以外の用途に供したとき。
- (5) 市税その他本市に納付すべき使用料等の未納があるとき。
- (6) 偽りその他不正な行為により奨励金を受け、又は受けようとしたとき。
- (7) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為があったとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が奨励措置をすることが不適当と認めたとき。

(報告)

第10条 市長は、奨励金の交付事業者の指定の申請をした者及び指定を受けた者に対し、当該指定に関する事業所等の設置その他必要な事項について報告を求めることができ

る。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の郡上市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定を受ける事業者について適用し、同日前に指定を受けた事業者については、なお従前の例による。

(交付対象者の特例)

- 3 平成21年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、第4条第1号中「5人以上」とあるのは「3人以上」と、同条第2号中「3人以上」とあるのは「1人以上」と読み替えるものとする。

附 則 (平成30年3月23日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡上市企業立地促進条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡上市企業立地促進条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。